

教職員定数改善、少人数学級推進及び義務教育費
国庫負担制度拡充を求める意見書

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠であり、教職員定数改善などの施策が最重要課題である。

また、我が国は、OECD諸国に比べて一学級当たりの児童・生徒数や教員一人当たりの児童・生徒数が多い状況にあり、一人ひとりの子どもにより丁寧な指導・支援を行うためには、一クラスの学級規模を引き下げることが必要である。

本市では「豊かな感性とたくましい行動力を持ち、互いのよさを認め合いながら、進んで自己の課題に取り組むことのできる、心身共に健康な児童生徒の育成」を目標に、学校教育の一層の充実を図る施策を積極的に展開している。

義務教育費国庫負担制度については、三位一体改革の中で国庫負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられ、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もあるが、地方自治体財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。

国の施策として定数改善に向けた財源を保障し、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、豊かな子どもの学びを実現するための条件整備は不可欠である。

以上のことから、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 計画的な教職員定数改善を推進するとともに、少人数学級の推進を図ること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担割合を2分の1に復元すること。
- 3 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月13日

甲 府 市 議 会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣
文部科学大臣